

(第1号様式)

## 学習者用タブレット端末の使用に関する同意書

(あて先) 名古屋市教育委員会教育長

学習者用タブレット端末及びその使用のために必要な附属品（以下「貸与物品」といいます。）の貸与を受けるに当たり、以下の事項について確認のうえ、同意します。（□に✓（チェック）を入れてください）

以下の「タブレット端末の使用に関する同意事項」を確認し、貸与物品を丁寧かつ適正に取り扱い、すべての事項を遵守します。

年 月 日 名古屋市立 矢田小 学校

年 組 番 児童氏名

保護者氏名（自署）

### タブレット端末の使用に関する同意事項

- 貸与物品は責任を持って管理し、貸与期間終了後は速やかに返却します。
- 貸与物品のメンテナンス、不正アクセス等のトラブルとの関連が疑われる場合その他管理運営・取扱いにあたり必要な場合は、貸与物品を一時返却し、教育委員会の指示に従います。
- 貸与物品の使用に関し、以下の禁止事項を行いません。
  - (1) 貸与物品を第三者に使用させ、又は転貸すること。
  - (2) 貸与物品を売却、廃棄又は破損すること。
  - (3) 貸与物品を学習活動、その他学校長が定める用途以外に使用すること。
  - (4) 貸与物品を利用し、使用者以外の者に対して被害や悪影響を与えること。
  - (5) その他貸与物品の貸与の目的に反する行為を行うこと。
- 在籍校内又は在籍校が校外で行う教育活動において使用する場合以外のインターネット接続に係る通信料金や充電の際の電気代については、家庭で負担します。
- 貸与物品について、紛失、盗難、破損、故障等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上で、学校の指示に従います。

9月8日（水）までにご提出お願いします。